

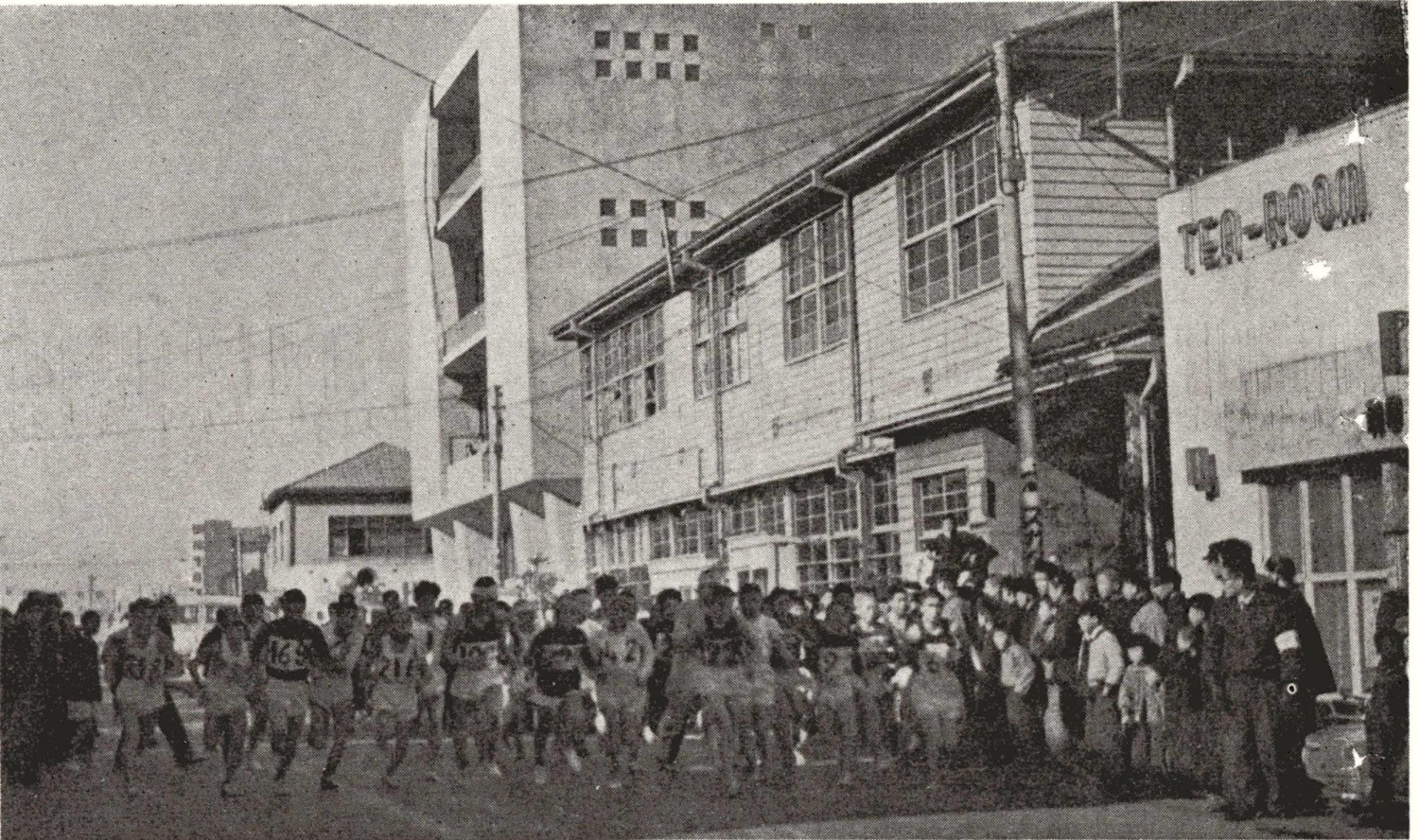


区政のお知らせ

足立区役所

発行
 足立区千住1の50
 東京都足立区役所
 長谷川久勇
 編集
 総務課総務係
 電話足立88代表 { 0151
 3111 }

東京都足立区千住2の55
 株式会社 巧文社(織田)
 電話足立88 { 1165
 1166 }



才五回区民駅伝大会

好天に恵まれた一月十五日教育委員会主催のもとに才五回区民駅伝大会が行われました。参加三十五チームは午前十時区役所前をスタート、区内コースを三周し、その結果小森印刷機製作所Aチームが堂々

優勝。タイムは前年の記録を三分余も縮小する一時間四十六分三十八秒の好記録でした。

商店経営講習会の お知らせ

昭和三十一年の新春を迎えた日本経済は過去二年有余に亘る政府の緊縮財政、金融引締め等の一連のデフレ政策の成果を基調として活況を呈しつつあり加えて予想外の海外輸出貿易の増大と未曾有の豊作を背景に比較的明るい見通しにありま

す。商業界の一般景気も企業利潤や個人所得の向上に伴い一段と消費景気の上昇を辿つて居るものの依然として一部中小業者にあつては最近激化した百貨店組織の進出又は事業拡大のしわ寄せとして深刻な不況下にあり利潤の低下企業の倒産が続いている実情にあります。

これら当面の百貨店対策と相俟つて商業の恒久的繁栄を図るためには経営者の知識として常に変遷せる景気の動向を把握し競争力を培養することがもつとも肝要と思われまますのでこのたび次の要領で経営全般について専門の講師を招いて二回にわたる講習会を開きます。

第一回 二月十五、十六日 午後二時～四時

場所 足立区議会議事堂

演題 才一日 繁栄する商店のあり方について

才二日 上手な宣伝、広告陳列のやり方について

第二回 二月二十三、二十四日 午後二時～四時

場所 足立区立児童会館 (西新井大師境内)

演題 才一日 お客様の喜ぶ店について

才二日 利益の上る店について
 何れも区内の商店々主、店員及びその家族を対象として専門家と講師として、行います。聴講料も無料でテキストも差し上げます。多数の方のお出でをお待ちしております。

道路を愛しましよ

焚火、水まきは禁物

皆さんが毎日に通っている道路には、砂利道、簡易舗装道路、鋼質舗装道とがあります。寒い日の朝この舗装道路の上で焚火をしたり、水を撒いたために道路が凍っているのを良く見かけますが、これがどんな結果になるか知らずに多くの人がやっています。道路はコンクリート、アスファルト、タールのように極めて火と凍結に弱い材料で作られています。その為舗装の上で火を燃やすとコンクリートにひびが入りアスファルトやタールはとけて穴があいたりします。又凍った水は舗装の組織を破壊するだけでなく交通事故の大きな原因ともなります。私達がごぼこな歩きにくい道で殊に雨がりの水たまり道を歩いているとき、自動車に泥水をはねとばされた口惜しい気持、誰もがこんな経験を持ち合はせていることでしょうか、一寸した注意からこんな思いも少なくて済むものです。区では道路や橋梁の維持だけで毎年平均二千百万円余りの経費を使っているが

区税条例の一部改正

税率、用語など

昨年八月一日の地方税法改正に伴い、十二月十九日の定例区議会の議決を経て区税条例の一部が改正され同月二十六日足立区条例第三号によつて公布されました。改正の要点は次のとおりです。

一、延滞金、延滞加算金
従来日歩四錢であつたものが日歩三錢に改められました。

二、区民税の所得割の税率
現在の百分の十八から百分の二十一に改正されました。

但し昭和三十一年度分については百分の二十・五の税率によるので実際は昭和三十一年度分から新しい税率が適用されることになり

都民生活のご相談は
和田倉 (20) 2266 番
公聴部にご相談専用の
直通電話が入りました
気軽にご利用
下さい

みなさんの日常生活に直結している都政について、ご希望、ご不満、お困りのこと等この電話を通じてお聞かせ願えれば、皆様のお気持ちを直ぐそれぞれの係に伝え、解決のつくものはテキパキと片づけ、どうにもならないものは、実情を説明してご理解を頂きます。

をこえ〇、八キロワット

以下のもの 年額八百円

3. 総排気量〇、〇五リットル以下のもの又は定格出力〇、六キロワット以下のもの 年額五百円

四、自動車荷車税の賦課期日
従来月割課税分の賦課期日は「新たに取得された月の翌月の一日」であつたもの

足立区予想人口 懸賞当選者決る

昨年十月一日行はれた国勢調査に関連して募集中の小学校および中学校児童生徒を対象とした当区予想人口懸賞募集は、応募者の中に正解者がなかつたので、正解に最も近いものの中から入選者を選定し次のように賞金を贈呈しました。

- 足立区人口概数
- 三三二、一〇五人
 - 一等 (金一千元)
 - 三三二、二三五八
 - 佐藤幸子 梅田町一二二八
 - 二等 (金五百円)
 - 三三二、六八三人
 - 横田勝義 舎人町一三三三
 - 三等 (金三百円)
 - 三三二、八一九人
 - 鬼塚和明 本木町三
 - 三三二、八六九人
 - 江崎義一 千住中居町七
- が挙げられますがこの保険に加入させられる対象は原動機付自転車を除くすべての車種の自動車です。
- 保険金額は
- 死亡者一人につき 三十万円以内
 - 重傷者一人につき 十万円以内
 - 軽傷者一人につき 三万円まで
- この限度内で実際に損害を受けた金額となつていきます。この保険実施に違反したものは三ヶ月以下の徴役、三万円以下の罰金に処せられます。

自動車損害賠償保険法

二月から完全実施

二月から自動車は自動車損害賠償責任保険証明書をもちなければ走れなくなります。この法律は自動車の飛躍的増加と共に交通事故による死傷者も激増していることから、その被害者の救済の為に作られたものでこの法律の要点は

①自動車による人身事故において自動車側において故意過失があつたことを証明出

②自動車側の賠償能力を常時確保する為強制的に保険に加入させ常に証明書を持つていること

③ひき逃げのように加害者が不明の場合は政府が被害者に対して責任保険金額の限度内で賠償金を支払うこと

区立四中二部(夜間)生徒募集のお知らせ

家庭の都合で昼間学校に行けない生徒の為に区立四中二部(夜間)生徒の募集を行います。入学受付は三月一日から募集人員は一学年約一〇〇名です。その他二、三年補欠若干名となつていきます。詳細は直接四中にお問い合せ下さい。

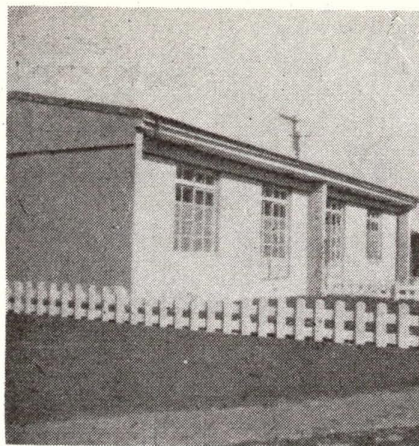
都営住宅の建設

大量に本区内に誘致

昭和三十年年度の都営住宅建設計画に基いて、前々号でお知らせした南鹿浜（簡易耐火造）住宅のほかに、次のように当区内に着々と工事が進められています。

○足立区に建設を委任された工事

- (1)建設地 保木間町八八及び百番地
規模 木造平家建
（一棟二戸建）
二十五棟五十戸延五百二十八坪
竣工 四月下旬の予定
工費 千三百四十五万四余
交通 都営、東武バス共
（除給水工事費）
水神橋下車二分
- (2)建設地 保木間町七七及び



- (3)建設地 日の出町三丁目六百十番地
規模 才二種木造平家建
（一棟二戸建）
約三十四戸（予定）
竣工 延約二百八十九坪
五月下旬（予定）
工費 未定
交通 東武電車小菅駅下車約四分
- (4)建設地 東島根町二〇二六～二一九番地
規模 簡易耐火造平家建
（一棟六戸建）
木造平家建
（一棟二戸建）
計二百三十

○建築局が施工している工事

- 規模 九五番地
木造平家建（一棟二戸建及び一戸建）
約五十三戸（予定）
延約五百五十六坪
五月下旬（予定）
工費 未定
交通 都営、東武バス共
水神橋下車二分
- (5)建設地 千住桜木町二番地（隅田川畔）
規模 才二種
簡易耐火造二階建
（一棟十六戸建他）
計百八十四戸
延約千二百五十坪
竣工 四月中旬
交通 都電区役所前下車

動く都民相談

区内で公聴

二月六日、八日の二日間都民室の「こだま号」が当区に訪れ北千住駅前を振り出しに区内四ヶ所で各種の苦情・相談に応えました。

この車には専属の弁護士、係員、それに区の土木関係係員が同乗し次々に訪れる区民を相手に苦情に対してはその善処を約し、相談については納得のゆくように説明して生活の向上、都区政の進展を図るわけですが、二日間にわたる公聴の結果は、相談件数 三十三件
相談は法律相談の借家、戸籍地代の問題を筆頭に、税金、道路、橋、ごみ、工場のけむりの害に対する苦情、内職の

九戸
延約二千五百坪
四月上旬（予定）
都営、東武バス共
小右エ門町下車五分
千住桜木町二番地
（隅田川畔）
才二種
簡易耐火造二階建
（一棟十六戸建他）
計百八十四戸
延約千二百五十坪
四月中旬
都電区役所前下車

約十分
以上の(1)から(5)までの工事とさきに来上つた南鹿浜の住宅を合計すると五百八十四戸の多きに達し今までの最高の戸数となります。
皆さんからの使用申込受付は次号以降の「お知らせ」や各報道機関でその都度発表しますからよく注意して申込み下さるようお願いいたします。
（写真は既に公募を終えた南鹿浜の都営住宅）



あつせん、求人依頼等多方面に及び、なかでも或る歯医者さんの孤児を雇いたいという申し入れがあるなど一ヶ所一時間の予定時間も不足勝ちの好成績を示しました。
（写真は北千住駅前公聴を行うこだま号）

区民相談をご利用下さい

区役所では、それぞれの専門家による無料区民相談を常時実施しております。お気軽にご利用下さい。

◎一般相談 毎日

午前九時～午後四時
但し土曜日は午前中

◆家庭生活全般について

◎税務相談 毎週木曜日

午後一時～午後四時

◆税金全般について

◎税理士会所属計理士
担当講師
足立税理士会所属計理士

◎商工相談 毎週木曜日

午後一時～午後四時

◆経理・金融経営その他

◎法律、職業相談
担当講師
都商工指導所員

毎月才三木曜日
（但し才三水曜日は
梅島支所にて受付）

午後一時～午後四時
◆一般生活についての法律問題
担当講師
足立法曹会所属弁護士
足立職業安定所員
足立区産業振興館

場所 足立区産業振興館

区政のお知らせについてお願い

このお知らせは毎月一回発行し区内の学校、各団体等を通じて皆さんの手許にさしあげておりますが、発行部数が二千部の少数なので全部の方に行きわたる事が出来ません。そこで成るべく他の方々にもご回覧下さる様お願いいたします。
なおこのお知らせをより良いものとする為に希望、ご意見のある方は電話〇四〇〇〇〇総務係まで御申し出て下さるようお願いいたします。

通知もれの方は申告を!

小学校新入学児童の通知

足立区教育委員会では本年四月小学校に入学する児童のあ

るご家庭に就学通知書を発送し現在身体検査を実施しています。

この通知書は昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までに生まれた児童に住

民登録に基いて送られたものです。

若し未だこの通知書を受取っていないご家庭は教育委員会にお申し出で願います。

又他所から転入された方も直ぐ住民登録の手続をして教育委員会にお申し出下さい。

区政の話

(3)

民生事業の話 (その一)

文化の発達に伴つて民生事業はますます重要視されて来ました。英国等のように文化の発達した国では「ゆりかごから墓場まで」という有名な諺があるように、生まれてから死ぬまで最低の生活を国が保障し老人ものんびりと余生を楽しんでいるところもありま

す。日本でも終戦後出来上つた新憲法才二十五条に「すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と社会保障の制度を明文をもつて規定しました。

生活困窮者を困窮の程度に応じて扶助する生活保護法等もこの理念に基いた一つの例です。

そこで今回は区で行つてい

るこのような事業についていろいろとお話しして行きたいと思

います。

先ず区でこの仕事を受持つて

いるのは民生課であります

がその仕事の種類には国や都

から委任された

都生業資金の貸付及び回収、

並びに戦傷、戦歿者遺族等の

援護に関する事務、恩給法、未帰還者留守家族援護法に基

く事務、都民葬儀券の取扱、才二種都営住宅関係、精神病行旅病人及死亡人取扱、消費生活協同組合、引揚者援護、民生委員推せん会、青少年問題協議会、人権擁護委員、災害救助、都立保育園、都立簡易保育所、外国人登録、寄附募金、畜犬登録

区独自の事業として 区生業資金貸付及回収、貸ミシン取扱、厚生援護会、愛の運動協議会、診療所事業、公益質屋、簡易洗濯所事業、児童会館、農繁期保育所、児童遊園管理新生活運動、貯畜奨励

と非常に多方面にわたる事務を行つていますが先ず区で持つてい

る民生事業の諸施設からお話ししていき

たいと思

います。

○区立本木診療所

(本木町一の九二六)

この診療所は昭和二十六年十月都から譲渡をうけたもので建坪七八坪余の木造二階建の

建物で二名の医師を始め薬剤師看護婦等八名の所員によつて、内科、外科、レントゲン科の外来診療を行い区民の健康保持と増進に役立っています。最近では毎週火、金の二日間夜間の診療も行つてい

○公益質屋

千住公益質屋

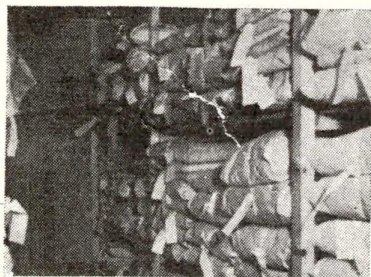
(千住寿町三四)

西新井公益質屋

(本木町二の二四八)

これは昭和二十五年東京都の運営によつて発足したもので二十七年区営となり現在に至つて

います。資金は五六三万八千円、貸付最高額一世帯当り八千円、利子月三分となつており低額所得者の救済に一役か



(写真は保管の行きとどいた倉庫内部)

○区立簡易洗濯所

(千住竜田町五二)

これは区民の生活改善を図り婦人の労働時間を節約しその時間を他の有用な仕事に振り向ける事を目的としたもので昭和二十九年四月開設された

ものです。これによつて年間一万五千キログラムの洗濯物を処理して

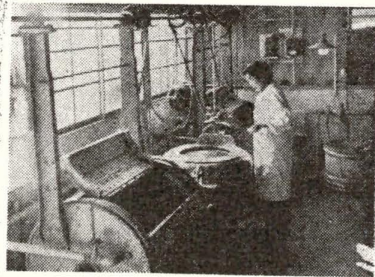
料

五〇〇グラム迄 十五円

五〇〇〜八〇〇グラム迄 二十五円

八〇〇〜一、〇〇〇グラム 三十円

現在梅島支所でも洗濯の受付を行つて



(写真は洗濯所内部)

○区立児童会館

(西新井町九七二)

生徒児童の視聴覚教育と学術振興を目的として昭和二十九

年九月開館されました。

建坪七四坪余、収容定員二五〇人の建物で、十六耗映写機、ピアノ、テープレコーダー、電蓄等の設備をもち、舞踊、演劇、研究発表会、映画教室等に利用され効果を挙げ

ています。以上が区の所有する民生事業諸施設ですが次号では新生活運動、青少年問題協議会等お話し

します。(以下次号)

二倍にふえた人権擁護委員

法務大臣から委嘱

今迄都内の各区の人権擁護委員は二名となつておりましたが人権侵犯事件が毎年増加している

ので、これを倍加し次の四名とし本年二月一日付で発令になりました。

宮田 喜平

(千住大川町七二)

宮本万寿吉

(千住三の八一)

小松 次郎

(千住若松町五二)

鎌田 泉

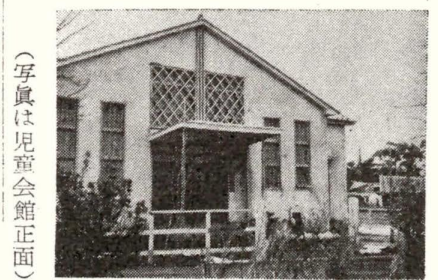
(本木町二の二一九)

この人権擁護委員は憲法に規定された国民固有の権利である自由権、平等権、参政権等の諸権利の普及高揚に努めこれを監視し、これが侵害され

足立区の人

2月1日現在で配給を受けている人口は下表のとおりです()は前月比増△は減

世帯数	人		
	総数	男	女
76589	336444	171892	164552
(315)	(763)	(320)	(443)



(写真は児童会館正面)